

## 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の

## 排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（素案）

## 1．温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向

## (1) 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約推進の背景及び意義

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によれば、地球が温暖化していることには疑う余地がない。

このような地球温暖化の結果、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響を起こすのみならず、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されている。現在既に、地球温暖化によって水資源や脆弱な生態系などでは悪影響が生じており、今後の気温上昇に従って、より深刻な悪影響が生じることが予測されている。

また、環境中に人類が大量に排出しているのは温室効果ガスに限らない。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球の環境に大きな負荷を与えている。

我々は、こうした課題の解決を図ることによって人間社会の発展と繁栄を確保しなければならない。このため、あらゆる分野において、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出の削減を図る必要がある。特に、物品及び役務（以下「物品等」という。）を選択する契約の段階において、環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。

これらにより、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会、すなわち、持続的発展が可能な社会を構築すべきである。

経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行い、企業の知恵や努力を適切に評価することにより、環境効率性を高め、我々が生み出す豊かさ、経済の付加価値が拡大しても環境負荷の増大につながらないようにすることが期待される。さらには、環境保全の観点から性能が優れた技術や製品をいち早く創り出すことにより、新たな経済活動が生み出されることも期待される。

国、独立行政法人等（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）第2条第3項に定める独立行政法人等をいう。以下同じ。）地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）は、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。環境基本法（平成5年法律第91号）第24条、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第3条第3項の趣旨を踏まえると、国等は自ら率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約への転換を促進することが重要である。

## (2) 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約推進の基本的考え方

各省各庁の長（法第2条第5項に定める「各省各庁の長」をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の長は、法第6条の規定に基づき、本基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、契約を進めていくものとする。

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約に当たっては、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮することで、環境に配慮した物品等の普及を市場にもたらすことが期待されることに配慮しつつ、できる限り広範な分野で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努めることとする。

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施しなかった場合に、当該契約に係る物品等の生産、使用等に際して環境への負荷の原因となる物質がより多量に排出され、結果として行政が負担する環境保全のための費用が増大する懸念があることに留意することとする。

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約により、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）第20条の2第1項に規定する政府実行計画を効果的に推進する。

調達に当たっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、契約に係る情報の公開に努めるものとする。また、要求要件、評価方法、契約手続等を定める際その他の契約の実施の際には、中小企

業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意することとする。

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の実施に当たっては、他の国等の契約に関する施策との調和を確保するものとする。

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減に係る施策との調和を確保するものとする。

WTO政府調達協定との整合性に配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように努める等、他の行政目的との調和に努めることとする。

## 2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

### (1) 電気の供給を受ける契約

資料1-1の通り。

### (2) 使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約

#### ア. 自動車

資料2-1の通り。

## 3. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

資料3-1の通り。

## 4. 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

#### ア. 建築物

資料4-1の通り。

## 5. その他温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する重要事項

### (1) すべての契約における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進

上記2から4に掲げた契約及びその他庁舎における設備の設置許可の付随契約等を含むすべての契約に関し、契約に基づく事業の実施及び契約に際しての事務に係る温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう、契約の内容を確保し、契約に係る物品等を利用するとともに契約に際しての事務を行うことが望ましい。また、行政分野における温室効果ガス等の排出削減が行政分野以外の温室効果ガス等の排出拡

大を招くことのないように配慮することとする。

( 2 ) 契約の推進体制の整備

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を統括できる者(各省庁等にあっては局長(官房長)相当職以上の者)とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。特に、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与するように努めることとする。

( 3 ) 締結実績の概要の公表等

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を公表するに際しては、できる限り分かりやすい形で公表するように努めることとする。

( 4 ) 職員に対する温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約推進のための普及啓発等の実施

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、契約実務担当者をはじめとする職員に対して、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約に係る普及啓発及び契約を結ぶ上で有効な技術的な知識の取得促進に努めることとする。

( 5 ) 情報の整理等

国は、国等及びそれ以外の国民における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の促進に資するように、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、広く、わかりやすい形で提供することとする。各省各庁の長及び独立行政法人の長はこのような情報を含む既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する契約を行うように努めることとする。

( 6 ) 他の施策との連携

国は、率先的に環境に配慮する先行的な取組である国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の運用等に当たっての体制と連携し、情報の公表及び整理等について、合理的かつ効率的に取り組むこととする。

( 7 ) 基本方針の検討

国は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するように、前号の情報等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うこととする。